



# 茨城県報

第 89 号

令和 2 年 (2020 年) 3 月 19 日

木 曜 日

## 目 次

規 則	ページ
(公 安 委 員 会)	
●茨城県警察組織規則の一部を改正する規則……………	2
●茨城県道路交通法施行細則の一部を改正する規則……………	3
(人 事 委 員 会)	
●茨城県人事委員会事務委任規則の一部を改正する規則……………	4
告 示	
●動物の飼養又は収容の許可を要する区域の指定 (生活衛生課) ……	4
●学校又は児童福祉施設に類するもの (生活衛生課) ……	11
●救急告示病院の申出の撤回 (医療政策課) ……	27
●救急医療協力診療所の指定 (医療政策課) ……	27
●生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療機関の指定及び廃止 (福祉指導課) ……	27
●生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による介護機関の指定 (福祉指導課) ……	28
●指定障害児通所支援事業者の指定 (障害福祉課) ……	29
●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (3 件) (障害福祉課) ……	29
●土地改良区の設立の認可 (農村計画課) ……	30
●定款変更の認可 (農村計画課) ……	30
●道路の区域の変更 (2 件) (道路維持課) ……	30
●道路の供用の開始 (3 件) (道路維持課) ……	31
●土地区画整理組合の事業計画の変更の認可 (都市整備課) ……	32
●都市計画事業の認可 (都市整備課) ……	32
●事業計画の変更の認可 (都市整備課) ……	33
●茨城県収入証紙の売りさばき人の指定の取消し (会計管理課) ……	33
公 告	
●特例措置を採ることができる応急入院指定病院の指定 (障害福祉課) ……	33
●地籍調査の成果認証 (農地整備課) ……	34
●基本測量の実施 (用地課) ……	34
●公共測量の実施 (2 件) (用地課) ……	34
●公共測量の終了 (4 件) (用地課) ……	35

別表第 3 中

土浦市道 1-18 号線	土浦市東中貫町 4 番 4 地先から土浦市東中貫町 4 番 5 地先まで
土浦市道 1-3 号線	土浦市東中貫町 6 番 1 地先から土浦市神立町 666 番 7 地先まで及び土浦市神立町 659 番 7 地先から土浦市白鳥町 1106 番 16 地先まで

を

土浦市道 1-3 号線	土浦市東中貫町 6 番 1 地先から土浦市神立町 666 番 7 地先まで及び土浦市神立町 659 番 7 地先から土浦市白鳥町 1106 番 16 地先まで
土浦市道 1-11 号線	土浦市木田余字茅場 72 番 1 地先から土浦市川口二丁目 2915 番 3 地先まで
土浦市道 1-18 号線	土浦市東中貫町 4 番 4 地先から土浦市東中貫町 4 番 5 地先まで
土浦市道 1-22 号線	土浦市川口二丁目 893 番 3 地先から土浦市小松三丁目 514 番 3 地先まで

に改める。

別表第 3 石岡市道 A2470 号線の項の次に次のように加える。

石岡市道 A2485 号線	石岡市正上内 12118 番 3 地先から石岡市正上内 16037 番地先まで
---------------	---

別表第 3 に次のように加える。

南公共埠頭臨港道路	神栖市奥野谷字出羽 4186 番 34 地先から神栖市知手字和手 3106 番 12 地先まで
-----------	---

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(人 事 委 員 会)

## 茨城県人事委員会規則第 4 号

茨城県人事委員会事務委任規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 2 年 3 月 19 日

茨城県人事委員会委員長 足 立 勇 人

茨城県人事委員会事務委任規則の一部を改正する規則

茨城県人事委員会事務委任規則 (昭和 53 年茨城県人事委員会規則第 14 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 2 号中「臨時職員」を「会計年度任用職員」に改める。

付 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

告 示

## 茨城県告示第 252 号

化製場等に関する法律 (昭和 23 年法律第 140 号) 第 9 条第 1 項の規定による動物の飼養又は収容の許可を要する区域を次のとおり指定し、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

なお、平成 24 年 3 月 26 日茨城県告示第 326 号で告示した動物の飼養又は収容の許可を要する区域の指定は、令和 2

年 3 月 31 日 限り で 廃 止 す る。

令 和 2 年 3 月 19 日

茨 城 県 知 事 大 井 川 和 彦

市町村名	指 定 さ れ る 区 域 名
日立市	川尻町, 小木津町, 日高町, 滑川町, 滑川本町, 宮田町, 白銀町, 高鈴町, 本宮町, 神峰町, 若葉町, 助川町, 平和町, 旭町, 鹿島町, 弁天町, 幸町, 城南町, 会瀬町, 相賀町, 成沢町, 西成沢町, 中成沢町, 東成沢町, 鮎川町, 諏訪町, 桜川町, 多賀町, 国分町, 東多賀町, 河原子町, 大久保町, 末広町, 千石町, 塙山町, 金沢町, 東金沢町, 大沼町, 東大沼町, 森山町, みかの原町, 水木町, 大みか町, 久慈町, 砂沢町, 折笠町, 相田町, かみあい町, 田尻町, 東滑川町, 中丸町, 台原町, 南高野町, 石名坂町, みなと町, 十王町城の丘, 十王町友部東
土浦市	桜町一丁目, 桜町二丁目, 桜町三丁目, 桜町四丁目, 川口一丁目, 川口二丁目, 中央一丁目, 中央二丁目, 港町一丁目, 港町二丁目, 立田町, 文京町, 大手町, 大和町, 東崎町, 生田町, 千束町, 城北町, 有明町, 富士崎一丁目, 富士崎二丁目, 下高津一丁目, 下高津二丁目, 下高津三丁目, 下高津四丁目, 小松一丁目, 小松二丁目, 小松三丁目, 小松ヶ丘町, 荒川沖西一丁目, 荒川沖西二丁目, 真鍋一丁目, 真鍋二丁目, 真鍋三丁目, 真鍋四丁目, 真鍋五丁目, 真鍋六丁目, 東真鍋町, 西真鍋町, 真鍋新町, 中村南一丁目, 中村南二丁目, 中村南三丁目, 中村南四丁目, 中村南五丁目, 中村南六丁目, 西根南一丁目 (5 番地から 7 番地を除く。), 西根南二丁目, 西根南三丁目, 小岩田西一丁目, 大町, 国分町, 若松町, 霞ヶ岡町, 桜ヶ丘町, 千鳥ヶ丘町, 右靱 (4 区に限る。), 中神立町, 港町三丁目, 田中一丁目, 田中三丁目, 乙戸南二丁目, 乙戸南三丁目, 中高津一丁目, 中高津二丁目, 中高津三丁目, 天川一丁目, 天川二丁目, 上高津新町, 蓮河原新町, 小岩田東二丁目, 都和一丁目, 都和二丁目, 都和三丁目, 並木一丁目, 並木二丁目, 並木三丁目, 湖北二丁目, 北荒川沖町, 荒川沖東一丁目, 荒川沖東二丁目, 荒川沖東三丁目, 神立中央二丁目, 神立中央三丁目, 神立中央四丁目, 神立中央五丁目, 神立東二丁目, 西根西一丁目, 烏山一丁目, 烏山四丁目, 烏山五丁目, 永国台, 板谷二丁目, 板谷三丁目, 板谷四丁目, 板谷五丁目, 東若松町, 木田余東台二丁目, 木田余東台三丁目, 木田余東台四丁目, 木田余東台五丁目, 滝田一丁目, 滝田二丁目, 東都和, 木田余西台, おおつ野五丁目, おおつ野六丁目, おおつ野七丁目, おおつ野八丁目, 永国東町, 中村東一丁目, 中村東二丁目
古河市	古河, 静町, 常盤町, 平和町, 北町, 三杉町一丁目, 三杉町二丁目, 緑町, 雷電町, 東一丁目, 東二丁目, 東三丁目, 東四丁目, 旭町一丁目, 旭町二丁目, 東本町一丁目, 東本町二丁目, 東本町三丁目, 東本町四丁目, 下山町, 南町, 松並一丁目, 松並二丁目, 横山町一丁目, 横山町二丁目, 横山町三丁目, 宮前町, 西町, 大手町, 中央町一丁目, 中央町二丁目, 中央町三丁目, 本町一丁目, 本町二丁目, 本町三丁目, 本町四丁目, 錦町, 桜町, 幸町, 原町, 長谷町, 原, けやき平一丁目, けやき平二丁目, 三和
石岡市	府中一丁目, 府中二丁目, 府中三丁目, 府中四丁目, 府中五丁目, 国府一丁目, 国府二丁目, 国府三丁目, 国府四丁目, 国府五丁目, 国府六丁目, 国府七丁目, 貝地一丁目, 総社一丁目, 総社二丁目, 泉町, 若宮一丁目, 若宮三丁目, 若松一丁目, 若松二丁目, 鹿の子一丁目, 東石岡一丁目, 東石岡二丁目, 東石岡三丁目, 東石岡四丁目, 東石岡五丁目, 旭台一丁目, 旭台二丁目, 旭台三丁目, 東光台一丁目, 東光台二丁目, 東光台三丁目, 東光台四丁目, 東光台五丁目, 南台一丁目, 南台二丁目, 南台三丁目, 南台四丁目, 茨城一丁目, 茨城二丁目, 大橋道西, 只砂, 木比提, 並木東, 石岡一丁目, 石岡二丁目, 高浜 (字東上町, 字東下町, 字霞町, 字琴平町, 字緑仲町, 字宮本町, 字

	西町, 字上町, 字稻荷上町, 字稻荷中町及び字稻荷下町に限る。), 柿岡 (字下宿, 字内宿, 字館, 字北町, 字新宿, 字仲町, 字上宿, 字荒宿及び字西町に限る。)
結城市	大字結城 (都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第 7 条第 2 項に規定する市街化区域に限る。), 大橋町, 富士見町三丁目, 富士見町四丁目, 城南町一丁目, 城南町二丁目, 川木谷一丁目, 川木谷二丁目, みどり町一丁目, みどり町二丁目, 国府町一丁目, 中央町一丁目, 中央町二丁目, 新福寺一丁目, 新福寺二丁目, 新福寺三丁目, 新福寺四丁目, 新福寺五丁目, 新福寺六丁目, 下り松三丁目, 下り松四丁目, 下り松六丁目
龍ヶ崎市	字出し山, 字古城, 字根町, 字川余郷, 字立野, 字米町, 字新町, 字上町, 字下町, 字砂町, 字横町, 字田町, 字光順田, 字愛戸, 字姫宮, 字六斗蒔, 字寺後, 字中谷原, 字直鮎, 字高砂, 大徳町 (字上土井耕地及び字上大徳に限る。), 愛戸町, 姫宮町, 出し山町, 野原町, 緑町, 上大徳新町, 長峰町 (字東坪, 字根通地久保, 字根通地前久保, 字根通地中久保, 字根通地後久保, 字才ノ谷, 字才ノ谷上, 字瘦峯, 字西坪, 字宿, 字竜ヶ井, 字大峯, 字根道地, 字宿一ノ谷及び字宿二ノ谷に限る。), 馴馬町 (字上米余郷, 字上米及び字中曾根に限る。), 佐貫一丁目, 佐貫二丁目, 佐貫三丁目, 佐貫四丁目, 南が丘一丁目, 南が丘二丁目, 南が丘三丁目, 南が丘四丁目, 南が丘五丁目, 南が丘六丁目, 八代町 (字天久保, 字大道, 字西方前, 字諏訪脇, 字諏訪後, 字城ノ内, 字原, 字中道, 字南台, 字天神前, 字二ツ堂後, 字二ツ堂, 字塙, 字寺谷ツ, 字新屋敷, 字新屋敷台, 字坂ノ下, 字後久保, 字東台, 字稲塚台, 字尾坪台, 字尾坪田, 字西谷, 字東谷津, 字東前及び字東谷に限る。), 長山一丁目, 長山二丁目, 長山三丁目, 長山四丁目, 長山五丁目, 長山六丁目, 長山七丁目, 長山八丁目, 松葉一丁目, 松葉二丁目, 松葉三丁目, 松葉四丁目, 松葉五丁目, 松葉六丁目, 羽原町 (字十三佛, 字堀米, 字南大藤, 字道原, 字下河内代, 字北大藤, 字北三島, 字南三島, 字鹿島原及び字東台に限る。), 小柴一丁目, 小柴二丁目, 小柴三丁目, 小柴四丁目, 平台一丁目, 平台二丁目, 平台三丁目, 平台四丁目, 平台五丁目, 貝原塚町 (字鳴鳥, 字清水, 字白蔵寺, 字新宿, 字町田, 字後谷, 字中島, 字谷頭, 字鶴巻, 字南谷, 字大藤, 字屋敷, 字長昌寺, 字坊口, 字前清水, 字中里, 字上山, 字上山田, 字南原田, 字寺向, 字山崎, 字十三塚, 字大井戸, 字向宿, 字堂下, 字塚下, 字山崎台, 字松原及び字清水下に限る。), 中根台一丁目, 中根台二丁目, 中根台三丁目, 中根台四丁目, 中根台五丁目, 久保台一丁目, 久保台二丁目, 久保台三丁目, 久保台四丁目, 向陽台一丁目, 向陽台二丁目, 向陽台三丁目, 向陽台四丁目, 向陽台五丁目, 入地町 (字出し山及び字上入地に限る。), 南中島町 (字川崎, 字堂ノ前, 字松原, 字不用堀, 字川崎前, 字善道, 字菅沼, 字中島前, 字中畑, 字小谷後, 字長沼及び字屋敷添に限る。), 若柴町 (字片初瀬, 字馬道, 字川崎, 字長沼, 字幸谷後及び字堀向に限る。), 佐貫町 (字西側, 字留, 字片初瀬, 字大田切, 字立羽, 字沖, 字浅間ヶ浦, 字浦, 字裏, 字八間, 字宅地附, 字大宿沼, 字関場, 字西根, 字東根, 字蛭川及び字幸谷後に限る。), 小通幸谷町 (字長沼, 字中道, 字歩行道添, 字道附, 字幸谷後, 字蛭川, 字筒口, 字治部正, 字幸谷, 字新田, 字松ノ下及び字榎本に限る。), 庄兵衛新田町 (字立羽及び字洗に限る。), 川原代町 (字池ノ淵, 字池ノ下, 字池ノ端, 字星宮後, 字古川余後, 字小屋, 字古川及び字文間通に限る。), 藤ヶ丘一丁目, 藤ヶ丘二丁目, 藤ヶ丘三丁目, 藤ヶ丘四丁目, 藤ヶ丘五丁目, 藤ヶ丘六丁目, 藤ヶ丘七丁目, 松ヶ丘一丁目, 松ヶ丘二丁目, 松ヶ丘三丁目, 松ヶ丘四丁目, 中里一丁目, 中里二丁目, 中里三丁目, 白羽一丁目, 白羽二丁目, 白羽三丁目, 白羽四丁目, 城ノ内一丁目, 城ノ内二丁目, 城ノ内三丁目, 城ノ内四丁目, 城ノ内五丁目
下妻市	下妻甲, 下妻乙 (字西町, 字栗山, 字上宿, 字坂本, 字本宿, 字旭, 字峰及び字小野子に限る。), 下妻丙 (字大町に限る。), 下妻丁 (字新町, 字三道地, 字上町, 字仲町及び字横町に限る。), 下妻

	<p>戊 (字下子町, 字新屋敷及び字田町に限る。), 本宿町 1 丁目, 本宿町 2 丁目, 本城町 1 丁目, 本城町 2 丁目, 本城町 3 丁目, 小野子町 1 丁目, 小野子町 2 丁目, 田町 1 丁目, 田町 2 丁目, 砂沼新田, 長塚 (字大貝, 字下丸田, 字赤堀北, 字大貝北, 字中丸田, 字海道, 字上丸田, 字不動台北, 字後田, 字不動台, 字浄瑠璃畑, 字天神台, 字大日前及び字大日に限る。)</p>
常総市	<p>水海道本町, 水海道元町, 水海道栄町, 水海道宝町, 水海道諏訪町, 水海道淵頭町, 水海道橋本町, 水海道天満町, 水海道亀岡町, 水海道森下町, 水海道山田町, 本石下 (字下宿, 字中宿, 字上宿, 字石毛山, 字寺浦, 字松葉前, 字愛宕前及び字川端に限る。), 新石下 (字西河原, 字陣屋敷, 字北浦, 字橋本, 字横町, 字前田, 字仲町東及び字側鷹に限る。)</p>
常陸太田市	<p>宮本町, 内堀町, 中城町, 栄町, 東一町, 塙町, 金井町, 東二町, 東三町, 木崎一町, 木崎二町, 山下町, 西一町, 西二町, 西三町, 寿町, 馬場町</p>
高萩市	<p>大字高萩 (字北方及び字台を除く。), 大字安良川, 本町一丁目, 本町二丁目, 本町三丁目, 本町四丁目, 大和町一丁目, 大和町二丁目, 大和町三丁目, 大和町四丁目, 春日町一丁目, 春日町二丁目, 春日町三丁目</p>
北茨城市	<p>磯原町磯原, 大津町, 大津町北町, 平潟町, 華川町白場, 中郷町汐見ヶ丘</p>
取手市	<p>白山一丁目, 白山二丁目, 白山三丁目, 白山四丁目, 白山五丁目, 白山六丁目, 白山七丁目, 白山八丁目, 中原町, 新町一丁目, 新町二丁目, 新町三丁目, 新町四丁目, 新町五丁目, 新町六丁目, 取手一丁目, 取手二丁目, 取手三丁目, 中央町, 東一丁目, 東二丁目, 東三丁目, 東四丁目, 東五丁目, 東六丁目, 台宿一丁目, 台宿二丁目, 井野一丁目, 井野二丁目, 井野三丁目, 井野台一丁目, 井野台二丁目, 井野台三丁目, 井野台四丁目, 井野台五丁目, 井野団地, 青柳一丁目, 本郷一丁目, 本郷二丁目, 本郷三丁目, 本郷四丁目, 本郷五丁目, 駒場一丁目, 駒場二丁目, 駒場三丁目, 駒場四丁目, 新取手一丁目, 新取手二丁目, 新取手三丁目, 新取手四丁目, 新取手五丁目, 戸頭一丁目, 戸頭二丁目, 戸頭三丁目, 戸頭四丁目, 戸頭五丁目, 戸頭六丁目, 戸頭七丁目, 戸頭八丁目, 戸頭九丁目, 西一丁目, 西二丁目, 台宿字高畑, 小文間 (字壘山, 字飯沼及び字新田に限る。), 長兵衛新田 (字城根, 字山下及び字雁金耕地に限る。), 吉田 (字東側, 字西側, 字土位, 字寺前, 字寺前耕地, 字八幡耕地, 字八幡脇, 字寺脇, 字寺脇耕地及び字山下耕地に限る。), 青柳 (字茂作, 字長町, 字本泉寺裏, 字星宮, 字井戸田, 字囲碁田及び字屋敷通に限る。), 井野 (字井野, 字下沼, 字前土井, 字観音免, 字花輪下及び字大原に限る。), 桑原 (字桑原, 字西田耕地及び字三升蒔耕地に限る。), 寺田 (字堀尻, 字佃, 字惣代, 字小山, 字遠道, 字遠道前, 字経塚, 字原, 字原谷及び字大山に限る。), 稲字向原, 野々井 (字前原, 字堂ノ下, 字柏原, 字東谷津, 字大門, 字五拾塚, 字向尻, 字中峠, 字赤坂, 字渡戸, 字石戸, 字比丘尼後, 字前畑及び字東原に限る。), 米ノ井 (字出土, 字辻田, 字東山, 字柳作, 字後原, 字新屋敷, 字下夕田, 字樗作, 字南田, 字南, 字下道, 字境内, 字志遍, 字天王下及び字三王山に限る。), 戸頭 (字明神, 字中作, 字大明神, 字供平, 字三斗蒔, 字飯田山, 字長町, 字西坪, 字中坪, 字花輪, 字新屋敷, 字前畑, 字館ノ越, 字宮ノ前, 字中西, 字白幡及び字大日に限る。), 下高井 (字永山, 字田向, 字経塚, 字小屋畑, 字見次, 字地尻, 字如何崎, 字田子山, 字甚五郎崎及び字橋本地に限る。), 上高井 (字永山, 字糠塚, 字前新田及び字水砂に限る。), 櫛木, 藤代, 片町, 宮和田, 谷中, 光風台一丁目, 光風台二丁目, 光風台三丁目, 桜が丘一丁目, 桜が丘二丁目, 桜が丘三丁目, 桜が丘四丁目, 双葉一丁目, 双葉二丁目, 双葉三丁目, 藤代南一丁目, 藤代南二丁目, 藤代南三丁目, 紫水一丁目, 紫水二丁目, 紫水三丁目</p>
牛久市	<p>牛久町, 田宮町, 田宮二丁目, 田宮三丁目, ひたち野東一丁目, ひたち野東二丁目, ひたち野東三丁目, ひたち野東四丁目, ひたち野東五丁目, ひたち野西一丁目, ひたち野西二丁目, ひたち野西</p>

	<p>三丁目, ひたち野西四丁目, 柏田町, 猪子町, 上柏田一丁目, 上柏田二丁目, 上柏田三丁目, 上柏田四丁目, 栄町一丁目, 栄町二丁目, 栄町三丁目, 栄町四丁目, 栄町五丁目, 栄町六丁目, 中央一丁目, 中央二丁目, 中央三丁目, 中央四丁目, 中央五丁目, 神谷一丁目, 神谷二丁目, 神谷五丁目, 神谷六丁目, 南一丁目, 南二丁目, 南三丁目, 南四丁目, 南五丁目, 南六丁目, 南七丁目, さくら台一丁目, さくら台二丁目, さくら台三丁目, 刈谷町一丁目, 刈谷町二丁目, 刈谷町三丁目, 刈谷町四丁目, 刈谷町五丁目, 城中町, 下根町, 中根町, 東大和田町</p> <p>※ 上記の町又は字については, 都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第7条第2項に規定する市街化区域に限る。ただし, 筑波南桂工業団地及び筑波南奥原工業団地を除く。</p>
つくば市	<p>飯田, 上野, 大曾根, 小田, 面野井, 片田, 葛城根崎, 要字元南口の堀, 上萱丸, 上河原崎, 上河原崎下河原崎入会地, 上河原崎元中北, 上河原崎元宮本, 上郷, 上境, 上横場, 苜間, 金田, 栄, 柴崎, 島名, 下萱丸, 下河原崎, 下平塚, 台町1丁目, 台町2丁目, 台町3丁目, 高見原1丁目, 高見原2丁目, 高見原4丁目, 高見原5丁目, 玉取, 遠東, 中根, 中野, 西大橋, 西岡, 西栗山, 西平塚, 根崎, 花島新田, 花室, 平沢, 古館, 北条, 真瀬, 松塚, 明神, 谷田部, 横町, 吉沼, 吾妻1丁目, 吾妻2丁目, 吾妻3丁目, 吾妻4丁目, 天久保1丁目, 天久保2丁目, 天久保3丁目, 天久保4丁目, 稲荷前, 梅園2丁目, 小野川, 鹿島台, 春日1丁目, 春日2丁目, 春日3丁目, 春日4丁目, 観音台1丁目, 高野台1丁目, 高野台2丁目, 高野台3丁目, 西郷, 桜1丁目, 桜2丁目, 桜3丁目, 千現1丁目, 竹園1丁目, 竹園2丁目, 竹園3丁目, 立原, 筑穂1丁目, 筑穂2丁目, 筑穂3丁目, 東光台1丁目, 東光台2丁目, 東光台3丁目, 東光台4丁目, 並木2丁目, 並木3丁目, 並木4丁目, 二の宮1丁目, 二の宮2丁目, 二の宮3丁目, 二の宮4丁目, 花園, 花畑1丁目, 花畑2丁目, 花畑3丁目, 東2丁目, 東新井, 東岡, 東平塚, 牧園, 松栄, 松代1丁目, 松代2丁目, 松代3丁目, 松代4丁目, 松代5丁目, 若葉, 筑波 (字門前, 字一丁目, 字宮脇及び字宮下町に限る。), 香取台, 学園の森1丁目, 学園の森2丁目, 学園の森3丁目, 学園南1丁目, 学園南2丁目, 学園南3丁目, 研究学園1丁目, 研究学園2丁目, 研究学園3丁目, 研究学園4丁目, 研究学園5丁目, 研究学園6丁目, 研究学園7丁目, 陣場, 諏訪, 豊里の杜1丁目, 豊里の杜2丁目, 春風台, みどりの1丁目, みどりの2丁目, みどりの中央, みどりの東, みどりの南</p> <p>※ 上記の町又は字については, 都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第7条第2項に規定する市街化区域に限る。</p>
ひたちなか市	<p>殿山町1丁目, 殿山町2丁目, 牛久保1丁目, 牛久保2丁目, 和田町1丁目, 和田町2丁目, 和田町3丁目, 富士ノ上, 東本町, 湊泉町, 湊本町, 湊中央1丁目, 湊中央2丁目, 海門町1丁目, 海門町2丁目, 栄町1丁目, 栄町2丁目, 釈迦町, 山ノ上町, 八幡町, 洞下町, 幸町, 相金町, 田中後, 関戸, 国神前, 峯後, 堀川, 館山, 船窪, 廻り目, 貉谷津, 湊中原, 浅井内, 沢メキ, 田宮原, 四十発句, 南神敷台, 北神敷台, 西赤坂, 柳が丘, 平磯町, 平磯遠原町, 磯崎町, 阿字ヶ浦町, 勝田中央町, 勝田泉町, 勝田本町, 東石川1丁目, 東石川2丁目, 東石川3丁目, 元町, 共栄町, 外野1丁目, 外野2丁目, 東大島1丁目, 東大島2丁目, 東大島3丁目, 東大島4丁目, はしかべ1丁目, はしかべ2丁目, 笹野町1丁目, 笹野町2丁目, 笹野町3丁目, 長堀町1丁目, 長堀町2丁目, 長堀町3丁目, 小砂町1丁目, 表町, 春日町, 青葉町, 石川町, 大成町, 大平1丁目, 大平2丁目, 太平3丁目, 大平4丁目, 堂端1丁目, 堂端2丁目, 西大島1丁目, 西大島2丁目, 西大島3丁目, 勝田中原町, 松戸町1丁目, 松戸町2丁目, 松戸町3丁目, 後野1丁目, 後野2丁目, 上野2丁目, 大字東石川, 大字三反田, 大字金上, 大字勝倉, 大字武田, 大字堀口, 大字市毛, 津田東1丁目, 津田東2丁目, 津田東3丁目, 津田東4丁目, 大字田彦, 大字稲田, 大字高場, 大字高</p>

	<p>野, 小貫山 1 丁目, 小貫山 2 丁目, 大字足崎, 大字馬渡, 大字中根, 大字後台, 新光町, 山崎, 西光地 1 丁目, 西光地 2 丁目, 西光地 3 丁目</p> <p>※ 上記の町又は字については, 都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 7 条第 2 項に規定する市街化区域に限る。</p> <p>大字佐和字佐和の杜, 大字高野 (字板宮, 字常葉及び字柏野に限る。), 大字津田 (字江添, 字宮下及び字川原を除く。), 高場 1 丁目, 高場 2 丁目, 高場 3 丁目, 高場 4 丁目, 高場 5 丁目, 高場 6 丁目, 稲田 1 丁目, 稲田 2 丁目</p>
鹿嶋市	<p>宮中一丁目, 宮中二丁目, 宮中三丁目, 宮中四丁目, 宮中五丁目, 宮中六丁目, 宮中七丁目, 宮中八丁目, 大字宮中 (字新町附, 字桜町附, 字神野附及び字三笠山に限る。), 城山一丁目, 城山二丁目, 城山四丁目, 神野一丁目, 神野二丁目, 神野三丁目, 大字平井 (字板宮前, 字高天原粟生団地, 字荒句, 字アラク, 字アラク北, 字アラク西, 字新アラク及び字中原に限る。), 港ヶ丘一丁目, 港ヶ丘二丁目, 旭ヶ丘一丁目, 旭ヶ丘二丁目, 高天原一丁目, 高天原二丁目, 緑ヶ丘一丁目, 緑ヶ丘二丁目, 緑ヶ丘三丁目, 緑ヶ丘四丁目, 厨一丁目, 厨二丁目, 厨三丁目, 厨四丁目, 厨五丁目, 宮下一丁目, 宮下二丁目, 宮下三丁目, 宮下四丁目, 宮下五丁目, 鉢形台一丁目, 鉢形台二丁目, 鉢形台三丁目, 大字宮津台, 大字港ヶ丘, 根三田大地, 佐田入谷入会長町, 宮中神野向, 下塙中西, 下塙野中, 平井鳩塚, 平井鳩塚東, 平井南, 平井新押合, 下津下山, 下津高塚山, 宮中宮中野, 沼尾荒久, 沼尾大田久保, 宮中大野附, 宮中中町附, 神向寺後山, 神向寺西久保, 神向寺於座山, 明石荒句西</p>
潮来市	<p>西町, 下町, 浜町, 上町, あやめ一丁目, あやめ二丁目, 二丁目, 三丁目, 四丁目, 五丁目, 六丁目, 七丁目, 八丁目, 七軒町, 牛堀</p>
守谷市	<p>本町 (字上町, 字仲町, 字下町, 字坂町, 字内畑, 字新町, 字上裏, 字柿ノ沢, 字篠根入, 字籠山前, 字糺谷, 字宿畑, 字天ノ窪, 字宿裏, 字御茶屋下, 字向原, 字城内及び字法花坊に限る。), みずき野一丁目, みずき野二丁目, みずき野三丁目, みずき野四丁目, みずき野五丁目, みずき野六丁目, みずき野七丁目, みずき野八丁目, 美園一丁目, 美園二丁目, 美園三丁目, 美園四丁目, 美園五丁目, けやき台一丁目, けやき台二丁目, けやき台三丁目, けやき台四丁目, けやき台五丁目, けやき台六丁目, 松ヶ丘一丁目, 松ヶ丘二丁目, 松ヶ丘三丁目, 松ヶ丘四丁目, 松ヶ丘五丁目, 松ヶ丘六丁目, 松ヶ丘七丁目, 御所ヶ丘一丁目, 御所ヶ丘二丁目, 御所ヶ丘三丁目, 御所ヶ丘四丁目, 御所ヶ丘五丁目, 久保ヶ丘一丁目, 久保ヶ丘二丁目, 久保ヶ丘三丁目, 久保ヶ丘四丁目, 松前台一丁目, 松前台二丁目, 松前台三丁目, 松前台四丁目, 松前台五丁目, 松前台六丁目, 松前台七丁目, 薬師台一丁目, 薬師台二丁目, 薬師台三丁目, 薬師台四丁目, 薬師台五丁目, 薬師台六丁目, 薬師台七丁目, 中央一丁目, 中央二丁目, 中央三丁目, 中央四丁目, 百合ヶ丘一丁目, 百合ヶ丘二丁目, 百合ヶ丘三丁目, 松並 (字ニッ塚及び字黒内に限る。), ひがし野一丁目, ひがし野二丁目, ひがし野三丁目, ひがし野四丁目, 松並青葉一丁目, 松並青葉二丁目, 松並青葉三丁目, 松並青葉四丁目</p>
常陸大宮市	<p>上町, 下町, 南町, 北町, 栄町, 中富町, 抽ヶ台町, 東富町, 姥賀町, 野中町, 田子内町</p>
那珂市	<p>菅谷 (上宿一区, 上宿二区, 上宿三区, 中宿及び下宿下に限る。), 竹ノ内一丁目, 竹ノ内二丁目, 竹ノ内三丁目, 竹ノ内四丁目, 瓜連 (玉川を除く。), 平野</p>
筑西市	<p>本城町, 旭町, 金井町, 桜町, 春日町, 末広町, 田町, 大町, 十軒町, 根岸町, 薬師町, 西町, 泉町, 富士見町, 荒町, 栄町, 新花町, 南町, 田中町, 東町, 稲荷町, 鷹場町, 文化町, 菅谷, 大和町, 中島, 竹町, 岡芹, 小川, 下川島, 女方, 伊佐山, 関本上字井々, 上町, 稲荷山北, 稲荷山南, 関本中, 関本下, 辻, 木戸 (第 4 区に限る。), 黒子</p>

稲敷市	江戸崎 (字戸張, 字新宿, 字浜, 字本宿, 字荒宿, 字根宿, 字切通, 字西町, 字田宿及び字大宿に限る。), 柴崎 (字寄居, 字寺地, 字新利根新宿及び字九軒に限る。), 伊佐津 ※ 上記の字については, 都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第 7 条第 2 項に規定する市街化区域に限る。
かすみがうら市	稲吉一丁目, 稲吉二丁目, 稲吉三丁目, 稲吉四丁目, 稲吉五丁目, 稲吉東一丁目, 稲吉東二丁目, 稲吉東三丁目, 稲吉東四丁目, 稲吉東五丁目, 稲吉東六丁目, 稲吉南一丁目, 稲吉南二丁目, 稲吉南三丁目, 下稲吉 (字逆西十一番山及び字大塚に限る。)
桜川市	東区, 西区, 常盤町, 真壁町真壁 (字上宿, 字下宿, 字仲町, 字高上町, 字新宿及び字大和町に限る。), 真壁町古城字田中, 真壁町飯塚 (字出羽, 字角口及び字浦町に限る。)
神栖市	波崎 (明神前区, 豊ヶ崎区及び日の出町区に限る。), 土合本町一丁目, 土合本町二丁目, 土合本町三丁目, 土合本町四丁目, 土合本町五丁目, 土合中央一丁目, 土合中央二丁目, 土合中央三丁目, 土合東一丁目, 土合東二丁目, 土合西一丁目, 土合西二丁目, 土合西三丁目, 土合西四丁目, 土合南一丁目, 土合南二丁目, 土合南三丁目, 土合北一丁目, 土合北二丁目, 若松中央一丁目, 若松中央二丁目, 若松中央三丁目, 若松中央四丁目, 若松中央五丁目, 太田新町一丁目, 太田新町二丁目, 太田新町三丁目, 太田新町四丁目, 太田新町五丁目, 柳川中央一丁目, 柳川中央二丁目, 柳川 (柳川団地に限る。)
行方市	下淵, 上宿, 下宿
鉾田市	鉾田, 新鉾田一丁目, 新鉾田二丁目, 新鉾田西一丁目, 新鉾田西二丁目
つくばみらい市	陽光台 1 丁目, 陽光台 2 丁目, 陽光台 3 丁目, 陽光台 4 丁目, 紫峰ヶ丘 1 丁目, 紫峰ヶ丘 2 丁目, 紫峰ヶ丘 3 丁目, 紫峰ヶ丘 4 丁目, 紫峰ヶ丘 5 丁目, 富士見ヶ丘 1 丁目, 富士見ヶ丘 2 丁目, 富士見ヶ丘 3 丁目, 富士見ヶ丘 4 丁目, 伊奈東, 絹の台 1 丁目, 絹の台 2 丁目, 絹の台 3 丁目, 絹の台 4 丁目, 絹の台 5 丁目, 絹の台 6 丁目, 絹の台 7 丁目, 小絹, 筒戸, 西ノ台, 西ノ台南, 谷井田
小美玉市	小川
東茨城郡 大洗町	磯浜町 (字二葉及び字巾内を除く。), 東光台, 磯道, 五反田, 和銅, 桜道, 大貫町 (字舟渡を除く。)
東茨城郡 城里町	大字石塚, 大字那珂西, 大字上入野
久慈郡 大子町	金町, 本町, 泉町, 愛宕町, 栄町, 松沼, 小久慈
稲敷郡 阿見町	大字阿見, 大字青宿, 大字大室, 大字廻戸, 大字曙, 岡崎一丁目, 岡崎二丁目, 岡崎三丁目, 中郷二丁目, 中郷三丁目, 西郷三丁目, 中央一丁目, 中央二丁目, 中央三丁目, 中央四丁目, 中央五丁目, 中央六丁目, 中央七丁目, 中央八丁目, 大字若栗, 大字鈴木, 住吉一丁目, 住吉二丁目, うずら野一丁目, うずら野二丁目, うずら野三丁目, うずら野四丁目, 大字荒川本郷, 大字実穀, 本郷一丁目, 本郷二丁目, 本郷三丁目, 大字香澄の里, 大字追原, 大字星の里, 大字福田, 大字小池, 大字吉原, よしわら一丁目, よしわら二丁目, よしわら三丁目, よしわら四丁目, よしわら五丁目, よしわら六丁目 ※ 上記の町又は字については, 都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第 7 条第 2 項に規定する市街化区域に限る。
猿島郡 境町	本船町, 下仲町, 上仲町, 上町, 住吉町, 坂花町, 新吉町

北相馬郡 利根町	大字八幡台，大字布川（字栄，字城山下，字城山，字徳満寺裏，字台，字山王，字山王後，字東，字馬場，字内宿，字中宿，字浜宿，字上柳宿，字下柳宿，字下屋敷，字銭神，字北郷，字中，字横町，字油内及び字野岸に限る。），大字中田切字堤向，大字羽中字南，大字羽根野字羽根野台，大字早尾字早尾台，四季の丘一丁目，四季の丘二丁目，もえぎ野台一丁目，もえぎ野台二丁目，もえぎ野台三丁目，もえぎ野台四丁目，もえぎ野台五丁目 ※ 上記の町又は字については，都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第2項に規定する市街化区域に限る。
-------------	--



**茨城県告示第253号**

茨城県旅館業法施行条例（昭和36年茨城県条例第4号）第2条第1項第3号の規定に基づき，社会教育に関する施設その他の施設で，学校又は児童福祉施設に類するものとして次の施設を指定し，令和2年4月1日から施行する。

なお，昭和45年10月12日茨城県告示第1360号で告示した学校又は児童福祉施設に類する施設の指定は，令和2年3月31日限りで廃止する。

令和2年3月19日

茨城県知事 大井川 和彦

1 青少年研修施設等

施 設 の 名 称	施 設 の 所 在 地
茨城県立中央青年の家	土浦市
茨城県立里美野外活動センター	常陸太田市
茨城県立白浜少年自然の家	行方市
茨城県立さしま少年自然の家	猿島郡境町
日立市会瀬青少年の家	日立市
土浦市青少年の家	土浦市
土浦市勤労青少年ホーム	土浦市
古河市勤労青少年ホーム	古河市
石岡市勤労青少年ホーム	石岡市
石岡市海洋センター	石岡市
下妻市ふるさと博物館	下妻市
下妻市勤労青少年ホーム	下妻市
常総市青少年の家	常総市
常陸太田市水府海洋センター	常陸太田市
常陸太田市西山研修所	常陸太田市
北茨城市B&G海洋センター	北茨城市
笠間市岩間海洋センター	笠間市
取手市立勤労青少年ホーム	取手市
常陸大宮市御前山青少年旅行村	常陸大宮市
かすみがうら市勤労青少年ホーム	かすみがうら市
かすみがうら市千代田B&G海洋センター	かすみがうら市
小美玉市小川B&G海洋センター	小美玉市